

# 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（案）の概要

平成24年9月  
福祉部 介護保険課

## 1 趣 旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（以下、「一括法）」による介護保険法（平成9年法律第133号）の一部改正に伴い、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の制定について検討を進めています。

この基準は、「**（仮称）川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例**」及び「**（仮称）川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例施行規則**」として制定される予定です。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

## 2 内 容

○本市では、基本的には、国省令に準じた規定とすることを前提に、一括法における条例委任の類型の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、基準（案）を作成しました。

○なお、基準（案）には、国基準と異なる項目はありません。

### 【一括法における条例委任の類型】

類 型	類型の説明
1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければ</u>

	ばならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
2 標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
3 参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 3 施行期日

平成25年4月1日

### 4 その他

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、原則として条例において規定することを予定していますが、一部の内容について規則において規定する場合があります。